

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県条例第20号**

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第7条 削除	<u>（休息时间）</u> <u>第7条 任命権者は、所定の勤務時間のうちに、人事委員会の定める基準に従い、休息時間を置くものとする。</u>

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。